

【第 1 号議案】

令和 2 年度
静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

静 岡 県

令和2年度 静岡県土地利用基本計画図 変更位置図



静岡県土地利用基本計画の変更について（案）

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）のうち、土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

（1）総括表

区 分	現 行 計 画 面 積		変 更 面 積			変 更 後 の 計 画 面 積	
			拡 大	縮 小	差 引		
都 市 地 域	348,845 ha	44.9 %	29,457 ha	ha	29,457 ha	378,302 ha	48.6 %
農 業 地 域	447,387	57.5		8	△8	447,379	57.5
森 林 地 域	490,782	63.1		38	△38	490,774	63.1
自然公園地域	84,045	10.8			0	84,045	10.8
自然保全地域	6,301	0.8			0	6,301	0.8
五地域区分計	1,377,360	177.1	29,457	46	29,411	1,406,771	180.9
白 地 地 域	9,735	1.3		971		8,764	1.1
県 土 面 積	777,735	100.0				777,735	100.0

（注）1 県土面積は、令和2年度10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要 旨)
			拡 大	縮 小	
1	都市地域の拡大	伊豆市	29,457	—	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要があるため。
2	農業地域の縮小	浜松市	—	8	住宅系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
3	森林地域の縮小	河津町	—	25	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	森林地域の縮小	御殿場市	—	5	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	森林地域の縮小	静岡市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	森林地域の縮小	浜松市	—	4	国が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
7	森林地域の縮小	浜松市	—	2	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
合計 (7件)			29,457	46	

(2) 令和2年度変更内容説明資料

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
1	伊豆市 都市地域 (拡大)	伊豆市	29,457		農森公 679 農森 7,300 農公 361 森公 3,208 農 2,294 森 14,204 公 440	農用 827 国林 7,892 保安 9,782 民林 17,499 公特 4,594 保護 89		△ 971	農用地 951 森林 25,921 原野 439 水面等 264 道路 603 宅地 936 その他 343	都市と農山漁村、それをとりまく自然が調和した持続可能なまちづくりを目指して、郊外の無秩序な開発の抑制や市街地への誘導など、市全体として地域のバランスがとれた適正な土地利用の規制と誘導を図るため、伊豆市全域への都市計画区域の拡大を行う。	・伊豆都市計画区域の変更(令和3年3月予定) ・伊豆都市計画都市計画区域マスタープランの変更(令和3年3月予定)	・中部地方整備局と都市計画区域の拡大について事前協議済(令和2年12月11日) ・都市計画区域拡大に伴う区域マスタープラン(静岡県決定)について、中部地方整備局と関東農政局が事前協議済(令和2年11月27日) ・中部地方整備局と区域マスタープランの変更について事前協議済(令和2年12月11日)		
2	浜松市 農業地域 (縮小)	浜松市		8	都 8	調整 8			農用地 4 道路 1 宅地 3	土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。(住宅系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る)	・浜松都市計画区域区分の変更(令和3年3月予定) ・浜松市農業振興地域の変更(令和3年3月予定)	・区域区分の変更について、中部地方整備局と関東農政局が事前協議済(令和2年9月15日) ・区域区分の変更について、浜松市と中部地方整備局が事前協議済(令和2年9月16日)		
3	河津町 森林地域 (縮小)	河津町		25	都農 23 農 2				建物 25	民間事業者(河津ソーラーエナジー合同会社)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設)	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更(令和3年度予定)	林地開発許可:平成27年10月9日 完了届受理:平成31年4月26日		
4	御殿場市 森林地域 (縮小)	御殿場市		5	都農 5	農用調整 5			農地 5	静岡県(農地計画課)による農地造成の事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	森林法に基づく富士地域森林計画の変更(令和3年度予定)	通知受理:平成23年6月22日 完了届受理:令和元年11月26日		
5	静岡市 森林地域 (縮小)	静岡市 葵区		2	農 2				建物 2	民間事業者(株式会社イースタジアグループ)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設)	森林法に基づく静岡地域森林計画の変更(令和3年度予定)	林地開発許可:平成29年3月9日 完了届受理:令和元年7月11日		
6	浜松市 森林地域 (縮小)	浜松市 天竜区		4	農公 2 農 2	公特 2			道路 4	国(中部地方整備局浜松河川国道事務所)による道路新設(三遠南信自動車道)により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更(令和3年度予定)	通知受理:平成26年7月16日 完了届受理:平成31年3月29日		
7	浜松市 森林地域 (縮小)	浜松市 西区		2	都農公 2	調整 2			道路 2	浜松市による道路施設整備(館山寺スマートIC整備)により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更(令和3年度予定)	通知受理:平成27年7月15日 完了届受理:令和元年6月6日		